

9 月 3 日 (第 1 号)

平成26年第3回豊能町議会定例会会議録目次

平成26年9月3日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4

（報告）

第6号報告	平成25年度豊能町一般会計予算継続費精算報告書報告の件	5
第7号報告	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告の件	5

（議案提案説明）

第26号議案	豊能町介護保険法関係事務手数料条例制定の件	6
第27号議案	豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件	6
第28号議案	豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件	7
第29号議案	豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件	7
第30号議案	豊能町税条例改正の件	8
第31号議案	豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等改正の件	9
第32号議案	豊能町老人医療費の助成に関する条例改正の	

	件……………	9
第 3 3 号議案	豊能町消防本部及び消防署の設置等に関する 条例改正の件……………	9
第 3 4 号議案	豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件……………	1 0
第 3 5 号議案	豊能町火災予防条例改正の件……………	1 0
第 3 6 号議案	平成 2 6 年度豊能町一般会計補正予算の件……………	1 0
第 3 7 号議案	平成 2 6 年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定補正予算の件……………	1 2
第 3 8 号議案	平成 2 6 年度豊能町介護保険特別会計事業勘 定補正予算の件……………	1 3
第 1 号認定	平成 2 5 年度豊能町一般会計歳入歳出決算の 認定について……………	1 3
第 2 号認定	平成 2 5 年度豊能町国民健康保険特別会計事 業勘定歳入歳出決算の認定について……………	1 6
第 3 号認定	平成 2 5 年度豊能町国民健康保険特別会計診 療所施設勘定歳入歳出決算の認定について……………	1 8
第 4 号認定	平成 2 5 年度豊能町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	1 9
第 5 号認定	平成 2 5 年度豊能町介護保険特別会計事業勘 定歳入歳出決算の認定について……………	1 9
第 6 号認定	平成 2 5 年度豊能町下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について……………	2 1
第 7 号認定	平成 2 5 年度豊能町生活排水処理事業特別会 計歳入歳出決算の認定について……………	2 3
第 8 号認定	平成 2 5 年度豊能町水道事業会計決算の認定 について……………	2 3
散 会 の 宣 告	……………	2 6

平成26年第3回豊能町議会定例会会議録（第1号）

年 月 日 平成26年9月3日（水）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 14名

1 番	野村 剛志	2 番	管野英美子
3 番	永谷 幸弘	4 番	橋本 謙司
5 番	井川 佳子	6 番	高橋 充徳
7 番	岩城 重義	8 番	小寺 正人
9 番	永並 啓	10 番	竹谷 勝
11 番	福岡 邦彬	12 番	高尾 靖子
13 番	西岡 義克	14 番	川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	田中 龍一	副 町 長	中井 勝次
教 育 長	石塚 謙二	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	木田 正裕	建設環境部長	石田 望
上下水道部長	高 秀雄	教 育 次 長	今中 泰行
消 防 長	高田 龍二	会 計 管 理 者	川上 和博

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	乾 利昭	書 記	杉田 庄司
書 記	増田 稔		

議事日程

平成26年9月3日（水）午後1時開議

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 第 6 号報告 | 平成25年度豊能町一般会計予算継続費精算報告書報告の件 |
| 日程第 4 | 第 7 号報告 | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告の件 |
| 日程第 5 | 第 26 号議案 | 豊能町介護保険法関係事務手数料条例制定の件 |
| 日程第 6 | 第 27 号議案 | 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件 |
| 日程第 7 | 第 28 号議案 | 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件 |
| 日程第 8 | 第 29 号議案 | 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件 |
| 日程第 9 | 第 30 号議案 | 豊能町税条例改正の件 |
| 日程第 10 | 第 31 号議案 | 豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等改正の件 |
| 日程第 11 | 第 32 号議案 | 豊能町老人医療費の助成に関する条例改正の件 |
| 日程第 12 | 第 33 号議案 | 豊能町消防本部及び消防署の設置等に関する条例改正の件 |
| 日程第 13 | 第 34 号議案 | 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件 |
| 日程第 14 | 第 35 号議案 | 豊能町火災予防条例改正の件 |
| 日程第 15 | 第 36 号議案 | 平成26年度豊能町一般会計補正予算の件 |
| 日程第 16 | 第 37 号議案 | 平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件 |
| 日程第 17 | 第 38 号議案 | 平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件 |

- 日程第 1 8 第 1 号認定 平成 2 5 年度豊能町一般会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 1 9 第 2 号認定 平成 2 5 年度豊能町国民健康保険特別会計事
業勘定歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 第 3 号認定 平成 2 5 年度豊能町国民健康保険特別会計診
療所施設勘定歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 第 4 号認定 平成 2 5 年度豊能町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 第 5 号認定 平成 2 5 年度豊能町介護保険特別会計事業勘
定歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 第 6 号認定 平成 2 5 年度豊能町下水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 第 7 号認定 平成 2 5 年度豊能町生活排水処理事業特別会
計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 第 8 号認定 平成 2 5 年度豊能町水道事業会計決算の認定
について

開会 午後1時00分

○議長（竹谷 勝君）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第3回豊能町議会定例会を開会いたします。

定例会に当たりまして、町長より発言を求められていますので、これを許します。

田中龍一町長。

○町長（田中龍一君）

皆様、こんにちは。

平成26年第3回豊能町議会定例会開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

稲穂の実を大きくする季節となってきましたけれども、8月の台風やたび重なる大雨で日照の不足が稲に与える影響が心配でございますが、9月に入ってから雨は降っておりませんけれども、本日のような曇りの天気が続いている、日照の確保が望まれております。

本日は、議員の皆様におかれましては非常にお忙しい中、定例会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

また、先ほど申しましたように8月は台風、大雨で、広島等で70名を超える犠牲者が出ております。山間部である豊能町においても人ごとではなく、他都市での教訓を学びながら、防災について万全を期してまいりたいと思っております。

さて、1点御報告でございますけれども、環境問題特別委員会の中でも議論されていたうちの、大阪府の残土条例でございますが、先日、9月1日の大阪府の環境審議会の検討部会で報告がまとめられ、今後は環境審議会での議論を踏まえ、条例案を議会に提案される予定となっておりますので、御報告いたします。

また、話は変わりますが、皆様の御理解のおかげで誕生いたしました豊能町のイメージキャラクターとよのんでございますけれども、ゆるキャラグランプリ2014にエントリーしております。きのう9月2日より投票が開始されており、10月20日まで投票が締め切られます。豊能町のホームページからでも投票できますので、また皆様、よろしく応援お願いいたします。

さて、今回提案させていただいておりますのは、条例制定4件、条例改正6件、補正予算3件、決算認定8件、報告2件、合計23件でございます。どうか慎重に御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会より、今会期中における写真撮影の申し出があります。

申し出どおり写真撮影を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

異議なしと認めます。

よって今会期中、写真撮影を許可いたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番・高尾靖子議員及び13番・西岡義克議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの20日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月22日までの20日間と決定いたしました。

日程第3「第6号報告 平成25年度豊能町一般会計予算継続費精算報告書報告の件」の説明を求めます。

中井副町長。

○副町長(中井勝次君)

第6号報告、平成25年度豊能町一般会計予算継続費精算報告書報告の件につきまして、地方自治法施行令第145条第2項の規定により御報告申し上げます。

土木費、道路橋梁費の、光風台大橋耐震補強事業でございますが、平成24年度から平成25年度の2カ年事業、総額1億2,000万円の計画として、平成24年度の当初予算において計上いたしました。

事業の実績は、総額8,062万8,450円で、当初の計画と比較いたしますと3,937万1,550円の減となっております。

平成24年度の支出額はなく、平成25年度に事業費の全額を支出しております。そのうち特定財源といたしまして、国庫支出金が4,283万3,000円、地方債が2,370万円で、残りの1,409万5,450円を一般財源として支出しております。

報告は以上でございます。

○議長(竹谷 勝君)

日程第4「第7号報告 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告の件」の説明を求めます。

今中教育次長。

○教育次長(今中泰行君)

第7号報告、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告の件。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、報告するものです。

点検評価については、平成25年度に教育委員会において執行した事務事業のうち、教育委員会事務局の目標設定により重点的に取り組んだものについて行うことを基本とし、13項目について点検評価を行ったものです。

点検評価につきましては、それぞれの施策の概要、目標、平成25年度の取り組み状況とその成果、また、残された課題と今後の対応について記載したものを調書としてまとめたものです。

また、同法律第27条第2項の規定により、点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされていることから、平成26年7月11日に2名の学識経験者による聞き取り、意見交換等を行った上で、意見、要望としていただいたものを報告書に記載させていただきます。

教育委員会及び事務局の活動と学校教育に関する内容については、教育総務課3項目、それから教育支援課5項目の事務について、兵庫教育大学大野准教授から、また、生涯学習に関する内容については、生涯学習課及び図書館の事務5項目について、京都女子大学岩槻教授から意見をいただいております。

それぞれの事務事業について、点検評価を行った内容や、学識経験者からいただいた意見、要望などを踏まえ、さらなる教育

施策の充実に取り組んでまいります。

以上、報告いたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第5「第26号議案 豊能町介護保険法関係事務手数料条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

それでは、第26号議案、豊能町介護保険法関係事務手数料条例制定の件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本条例は、大阪府から権限移譲を受け、広域福祉課において、池田市、箕面市及び能勢町と共同で行っている介護保険事業者の指定等の事務に係る手数料を新たに徴収することとするため、当該事務に関する手数料を定めるものでございます。

5ページをごらんください。

条例の第1条では、地方自治法に基づく趣旨を規定し、介護保険法に規定する事務に係る手数料の徴収に関して必要な事項を定めることとしております。

第2条は、手数料の区分、金額及び納付に関する規定を定めるもので、6ページ以降の別表において、それぞれ介護保険法に規定するサービス事業者の指定の申請及び更新の申請に係る手数料の金額を定めています。

さらに、第3条、第4条は、手数料の還付、減額または免除の規定を定めるものでございます。

第5条は、必要な事項は規則に委任する旨の規定を定めております。

次に、別表ですが、項1、項3、項5、項7、項9、項10では、介護保険法第70条をはじめとする要介護者向けの介護給付を行う居宅サービス、居宅介護支援、地

域密着型サービスそれぞれの事業者の新規指定申請及び更新申請を、項11から項16では、介護保険法第115条で規定する要支援者向けの予防給付を行う介護予防サービス、介護予防支援、地域密着型介護予防サービスそれぞれの事業者の新規指定申請及び更新申請を、項2、項4、項6、項8では、介護給付と予防給付を同時申請する場合の新規指定申請及び更新申請それぞれの金額を規定しております。

なお、手数料の金額については、本年10月から施行される大阪府福祉行政事務手数料条例に規定する金額と同額となっております。

最後に、附則といたしまして、この条例の施行は、平成27年4月1日からとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第6「第27号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今中教育次長。

○教育次長（今中泰行君）

第27号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件について御説明申し上げます。

本条例は、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法とその関連法に基づく、子ども・子育て支援新制度の一環として制定するものでございます。

この新制度は、社会保障と税の一体改革に基づくものであり、10%まで上がる消費税財源を新たな財源として、主に小学校就学前の子どもを対象とした子ども・子育て

て支援の質と量の充実を図るものであり、保育の場をふやし、全国的な課題である待機児童を減らすなど、子育てしやすい、働きやすい環境をつくることを目指しています。

この新制度は、平成27年4月、本格施行の予定となっております。

本条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について定めるものです。

また、本条例は、子ども・子育て支援法第34条第3項及び第46条第3項の規定に基づき、条例を定めるに当たっては内閣府令で定める基準に従い、または参酌し定めるものと規定されており、本条例は原則内閣府令の基準に基づき定めております。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第7「第28号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今中教育次長。

○教育次長（今中泰行君）

第28号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件について御説明申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について定めるものです。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、改正後の児童福祉法第

34条の16第1項で、市町村で条例を制定する旨が規定されていることから、本条例の制定を行うものであります。

なお、改正後の児童福祉法第34条の16第2項では、条例で基準を定めるに当たり、厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌し定めるものと規定されております。本条例は原則、厚生労働省令の基準どおり規定をしておりますが、第4条の基準の向上でございますが、事業者に対し、本条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告する規定でございます。厚生労働省令の基準では、児童福祉法に基づき、市町村で任意に設置される児童福祉審議会または保護者や児童福祉関係者の意見を聞いて勧告することができると規定されております。本町では児童福祉審議会を設置しておりませんので、豊能町子ども・子育て審議会での意見を聞いて勧告することとしております。この条項以外は厚生労働省令が示した基準に従って規定をしております。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第8「第29号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今中教育次長。

○教育次長（今中泰行君）

第29号議案、豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件について御説明申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正

する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について定めるものです。

放課後児童健全育成事業の設備、運営に関する基準については、改正後の児童福祉法第34条の8の2で、国が定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることが規定されていることから、本条例の制定を行うものでございます。

改正後の児童福祉法第34条の8の2第2項では、条例で基準を定めるに当たり、厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌し定めるものと規定されております。本条例は原則、厚生労働省令の基準どおり規定をしておりますが、第4条の基準の向上でございますが、事業者に対し、本条例で定める基準を超えてその設備及び運営を向上させるように勧告する規定でございます。厚生労働省令の基準では、児童福祉法に基づき、市町村で任意に設置される児童福祉審議会、または保護者や児童福祉関係者の意見を聞いて勧告することができることと規定されております。本町では児童福祉審議会を設置しておりませんので、第28号議案と同様に、豊能町子ども・子育て審議会での意見を聞いて勧告することとしております。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第9「第30号議案 豊能町税条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第30号議案、豊能町税条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の73ページ、74ページでござ

います。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、法人町民税、法人税割の税率を改定し、特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人等に対する寄附金について、寄附金税額控除の適用対象とするものでございます。

それでは、主な改正点につきまして、条例の概要説明資料に沿って説明いたしますので、資料のほうをごらん願います。

今回の改正点は、法人町民税及び個人町民税に関する2点でございます。

まず1点目の法人町民税、法人税割の税率の改定でございます。これまで標準税率12.3%を適用しておりましたが、法改正後は制限税率12.1%を適用するものでございます。この改正による本町の影響額は、申告制であるため、現時点では把握できませんが、平成26年度予算ベースで試算してみましても、税収に大きな影響を及ぼすものではございません。

次に2点目の個人住民税、寄附金税額控除の適用対象の拡充でございます。これまで都道府県、市町村に対する寄附金及び府内の日本赤十字社の共同募金について対象としておりましたが、改正後は町内に事務所または事業所を有する公益社団法人、公益財団法人、独立行政法人、私立学校法人、社会福祉法人、認定特定非営利活動法人に対する所定の寄附金についても控除対象とするものでございます。この改正による本町の影響額は、申告によるものであるため、現時点で把握できませんが、税収に大きな影響を及ぼすものではございません。

なお、条例の施行期日は公布の日といたしますが、①の法人町民税法人税割の税率の改正については、平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から。また、②の寄附金税額控除の適用対象の拡充については、平成27年1月1日以降に支出する

寄附金について適用いたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第10「第31号議案 豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第31号議案、豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等改正の件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、各条例において引用する法律の題名の改正に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

資料の概要を御参照ください。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名が、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改正され、本年10月1日から施行されることに伴い、豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例をはじめとする各福祉医療費の助成に関する条例及び豊能町営住宅条例において引用する法律の題名を改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行は平成26年10月1日からとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第11「第32号議案 豊能町老人医療費の助成に関する条例改正の件」を議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第32号議案、豊能町老人医療費の助成に関する条例改正の件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正は、国の難病医療費助成制度の見直しに伴い、老人医療費助成制度の特定疾患に係る対象範囲を明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

資料の概要を御参照ください。

難病の患者に対する医療等に関する法律が、平成27年1月1日に施行されることにより、難病の患者に対する国の医療費助成の対象となる疾患は、現在の56疾患から約300疾患へと拡大される見込みであります。大阪府福祉医療費助成制度の抜本的な見直しまでの間は、老人医療費助成制度における特定疾患となる対象疾患については、現行の56疾患のうち、平成27年1月以降も国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患とするため、対象者を規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行は平成27年1月1日からとし、また、経過措置として、既に医療費の交付を受けた者につきましては、当該医療証の有効期間中は、なお従前の例によるしております。

説明は以上でございます。御審議賜り御決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第12「第33号議案 豊能町消防本部及び消防署の設置等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田消防長。

○消防長（高田龍二君）

第33号議案、豊能町消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正の件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、箕面市の豊能町に対する消防事務の委託に係る箕面市の区域内において、まちの区域の新設がなされたことに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

改正内容でございますが、箕面市上止々呂美及び下止々呂美区域の一部を、箕面市森町西1丁目としてまちの区域が新設されたことに伴い、第4条に規定する消防署の管轄区域に森町西1丁目を追加するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第13「第34号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田消防長。

○消防長（高田龍二君）

第34号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当と非常勤消防団員等に係る損害補償との需給調整規定である条例附則中の引用規定の整備を行うものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第14「第35号議案 豊能町火災予防条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田消防長。

○消防長（高田龍二君）

第35号議案、豊能町火災予防条例改正の件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会の事故を受け、国から示された火災予防条例（例）の改正内容を踏まえ、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しに関する規定の追加など、所要の整備を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、1点目は、屋外での催しのうち、大規模なもので消防長が定める要件に該当するものを指定催し物として消防長が指定することなどを定めるものでございます。

2点目は、指定催しをする者は、火災予防上必要な業務に関する計画を作成し消防長に提出しなければならないこととするものであります。

3点目は、屋外における催しの防火管理の実効性を担保するため、当該計画の提出義務違反に対する罰則規定を設けるものでございます。

その他、本則中の用語の整備もあわせて行うものでございます。

附則といたしまして、改正条例の施行期日につきましては、平成26年11月1日から施行するものでございますが、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しにつきましては、改正後の第42条の2及び第42条の3の規定には適用しないものとするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

日程第15「第36号議案 平成26年

度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中井副町長。

○副町長（中井勝次君）

第36号議案、平成26年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由を御説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをごらんください。

平成26年度豊能町一般会計補正予算（第3回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,826万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ64億5,477万9,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして、債務負担行為の補正でございます。4ページの「第2表 債務負担行為補正」に記載のとおりでございますが、災害時対応電話購入事業につきまして、当初予算において購入する予定であった電話を3年契約のリースに変更するため、追加するものでございます。

第3条といたしまして地方債の追加でございます。5ページの「第3表 地方債補正」をごらん願います。上水道事業補助事業、東ときわ台高区配水池耐震化工事の財源措置として、地方債を新たに発行するものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に、歳出から御説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

款2・総務費、項1・総務管理費、目

1・一般管理費の2. 人事給与管理事業の非常勤職員報酬であります。公平委員会への不服申し立てに関し、町の代理人弁護士報酬を支払うものでございます。

目10・防災諸費の2. 防災対策事業でございますが、4ページの債務負担行為補正で御説明申し上げました、災害時対応電話購入事業につきまして、債務負担行為への移行に伴い補正するものでございます。

目11・自治振興費の2. 防犯等事務事業でございますが、府補助金を活用し、子どもを犯罪から守る地域防犯活動を促進していくため、ボランティア団体に対し補助を行うものでございます。

13ページの項2・徴税費、目2・賦課徴収費の1. 町税課税事業でございますが、町税還付に伴う償還金に係る費用を補正するものです。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費の8. 障害者自立支援事業でございますが、平成25年度事業費の確定に伴う償還金でございます。

目2・老人福祉費の3. 介護保険特別会計事業勘定繰出金事業でございますが、介護保険特別会計の繰出金の確定に伴い、補正するものでございます。

次に、14ページの款4・衛生費、項1・保健衛生費、目2・予防費の3. 予防接種推進事業は、予防接種法施行令改正によって新たに定期接種の対象となった水ぼうそうや高齢者肺炎球菌の予防接種に係る費用を補正するものでございます。

目3・母子衛生費の2. 未熟児養育医療給付事業でございますが、平成25年度事業費の確定に伴う償還金でございます。

目7・上水道事業は、5ページの「第3表 地方債補正」で御説明申し上げたとおりでございます。

次に、15ページの款6・農林水産業費、

項1・農業費、目1・農業委員会費の1. 農業委員会運営事業でございますが、府補助金を活用して本年度整備する農地台帳について、国の方針変更に伴うシステム改修を行うものでございます。

項2・林業費、目1・林業総務費の4. 野生鹿、猪等農林業被害防止事業でございますが、捕獲頭数が当初の見込みを上回るため、補正をお願いするものでございます。

次に、16ページの款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の5. 学校教育充実事業でございますが、府補助金を活用し、エネルギー教育及び豊かな人間性を育む教育推進のための費用を補正するものでございます。

同じく事務局費の11. 子ども・子育て審議会運営事業でございますが、国の方針変更等による審議会の開催回数増加に伴い、報酬を増額するものでございます。

次に、予備費ですが、台風等の応急対策に充当し、予備費の残額が少なくなってきたため、補正を行うものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。9ページへお戻り願います。

まず、款14・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金ですが、平成25年度事業費の確定に伴う補正でございます。

次に、款15・府支出金、項2・府補助金につきましては、いずれも歳出のところで御説明申し上げたものでございます。目1・総務費府補助金については、子どもを犯罪から守る地域防犯活動促進事業に対して交付されるものであります。

目5・農林水産業費府補助金ですが、農地台帳の整備費用に対して交付される補助金を増額するものでございます。

目9・教育費府補助金ですが、エネルギー

教育のための教材整備及び豊かな人間性を育む取組推進事業に対して交付されるものでございます。

次に、10ページの款18・繰入金、項1・基金繰入金、目5・ふるさとづくり基金繰入金でございますが、子どもを犯罪から守る地域防犯活動促進事業の財源として、48万円を増額するものでございます。

項2・特別会計繰入金、目1・介護保険特別会計事業勘定繰入金ですが、平成25年度事業費の確定に伴い、一般会計に繰り戻すものでございます。

11ページの繰越金ですが、今回の補正による財源調整として3,048万5,000円を増額するものでございます。

款21・町債でございますが、5ページの「第3表 地方債補正」のところで御説明申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をいただき御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第16「第37号議案 平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第37号議案、平成26年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）について、提案理由を説明させていただきます。

今回の補正は、前年度医療費の確定により、国への療養給付費負担金の返還が生じたことによるものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出の予算の総額に、それぞれ413万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億3,621万4,

000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明させていただきます。

お手元の補正予算書7ページをお開きください。

款11・諸支出金、項1・償還金及び還付金、目3・国府支出金償還金413万5,000円は、平成25年度の国民健康保険事業における給付実績等の精算により、国へ償還を行うものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。6ページをお開きください。

款9・繰越金、項1・繰越金、目2・その他繰越金413万5,000円は、償還金の財源とするものでございます。

説明は以上です。御審議いただき御決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第17「第38号議案 平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第38号議案、平成26年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）について提案理由を説明させていただきます。

今回の補正は、平成25年度の介護保険給付費負担金等の精算により、国府等への償還金及び平成25年度介護保険料余剰分の介護給付費準備基金積立金などによるものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

既定の歳入歳出の予算の総額に、それぞれ8,202万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億1,689万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出より説明させていただきます。

お手元の予算書7ページをお開きください。

款5・基金積立金、目1・介護給付費準備基金積立金の4,756万9,000円は、平成25年度介護保険料余剰分を積み立てるものでございます。

続きまして、款7・諸支出金、項1・償還金及び還付金、目2・国府等支出金償還金の3,374万6,000円は、平成25年度の介護保険事業における給付実績等の精算により、国府等へ償還を行うものでございます。

また、8ページの同款の項2・繰出金、目1・一般会計繰出金の71万1,000円は、同じく平成25年度の介護保険事業における給付実績等の精算により、一般会計に繰り戻すものでございます。

それでは、歳入の説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

款7・繰入金、項1・一般会計繰入金1,656万円は、平成25年度の精算として、負担割合に応じて事業別に繰り入れるもので、次の款9・繰越金の6,546万6,000円は、同じく精算による前年度繰越金であります。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第18「第1号認定 平成25年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川上会計管理者。

○会計管理者（川上和博君）

第1号認定、平成25年度豊能町一般会

計歳入歳出決算の内容につきまして、概要を述べ、提案説明とさせていただきます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊の監査委員の決算審査意見書をつけまして議会の認定に付するものでございます。

それでは、平成25年度大阪府豊能郡豊能町一般会計特別会計歳入歳出決算書の一般会計歳入歳出決算書のページをお開き願います。5ページから説明させていただきます。

平成25年度の歳入合計は、67億6,228万5,700円、歳出合計は64億9,954万8,062円で、差引残高2億6,273万7,638円でございますが、去る6月議会に、第1号報告から第3号報告により報告いたしましたとおり、事故繰越、繰越明許費、継続費の予算繰越等によりまして、翌年度へ繰り越すべき額が9,925万2,850円でございますので、それを差し引きしました再差し引き後の実質収支額は1億6,348万4,788円の黒字となり、この額を翌年度に繰り越すものでございます。

では、まず6ページから8ページの歳入の御説明を申し上げます。

平成25年度一般会計歳入合計は8ページの最下段の欄にございます、67億6,228万5,700円でございます。予算現額に対しまして97.9%の収入率となっております。前年度と比較しますと5.9%の増となっております。不納欠損額は242万990円、収入未済額は6,210万3,154円となっております。

歳入の主なものとしましては、まず6ページの款1・町税であります。平成25年度決算額は20億7,210万8,171円で、前年度に比べ約7,122万円、率にして3.3%の減となり、単年度の町税の減少傾向は続いておりますが、減少額自体は、昨年

度の減少額より少なくなっております。

また、町税の税目を見ても、町たばこ税は若干増収となったものの、主に個人町民税の減収がその減収の主なものでございます。

次に、7ページの款10・地方交付税でございます。決算額は21億957万円で、前年度に比べ1億2,140万4,000円、率にして6.1%の大幅な伸びとなっております。

単純に交付税総額が町税収入総額を上回るという事態は、昭和56年度の決算以来、実に32年ぶりのこととなっております。

款14・国庫支出金でございますが、決算額は3億9,211万8,606円で、前年度と比べ37.4%の大幅な増となっております。これは、国庫補助金の土木費国庫補助金の増によるもの、及び平成24年度補正予算の事業に係る国庫補助金と、具体的には消防費国庫補助金等が本年度に歳入をしたことによる増でございます。

続きまして、款15・府支出金でございますが、決算額が4億5,679万145円で、前年度と比べ、これも同様に32.8%の大幅な増となっております。これは、府支出金の老人福祉費府補助金、いわゆる介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金、これが皆増したことによる増でございます。

さらに、金額はさほど多額ではございませんが、平成25年度決算の特色の一つとして、8ページの款17・寄附金がございます。

昨年のふるさと納税寄附金が大幅に増加したことから、寄附金総額が前年度に比して約4.2倍と大きく伸びております。

また、基金繰入金につきましては、消防庁舎新設に伴い、公共施設整備基金から1億2,900万円を繰り入れております。

最後に、款21・町債でございますが、

決算額が6億8,942万4,000円で、前年度に比べ21.4%の大幅な増となっております。これは、臨時財政対策債の借り入れは大きく減少したものの、先ほど国庫補助金等で申しあげましたように、平成24年度より繰り越した消防の緊急デジタル無線整備事業債等が大きく増加したことによるものでございます。

続きまして歳出を御説明申し上げます。

9ページから11ページでございます。

11ページの支出済額は、64億9,954万8,062円で、予算現額に対する執行率は94.1%となっております。予算繰越額が1億9,575万6,850円ありましたが、不用額は2億1,388万6,088円と、前年度を上回った数字となっております。

それでは、歳出の主なものを御説明申し上げます。

9ページの款2・総務費でございます。決算額12億7,172万8,262円で、執行率98.8%でございます。額は前年度に比べ1億6,263万5,162円、率にして11.3%の大幅な減となっております。この費目におきましては、人権推進事業が若干の増額となったところではありますが、人件費事業、基金管理事務事業、普通財産管理事業等が大きく減額となっているところでございます。翌年度に繰り越します664万9,000円は、繰越明許で御承認いただいておりますJ-ALERT導入事業でございます。

続きまして、款3・民生費は、決算額15億5,694万9,282円で、執行率94.3%となっており、前年度に比べ約9,000万円、6.3%の増となっております。この費目につきましては、歳入の老人福祉府補助金の増額のところで御説明しましたように、介護基盤緊急整備等特別対策事業が皆増していることや、後期高齢者医療広域

負担金等が増額の要因となっており、他の費目につきましては前年とほぼ変わらない決算となっております。翌年度へ繰り越しますのは、繰越明許で御承認いただいている障害福祉管理システムの改修事業でございます。

款4・衛生費でございますが、決算額8億2,676万9,611円で、執行率は98.5%で、前年度に比し7.0%の減となっております。これは、昨年は保健センター・豊悠プラザの統合整備事業が実施されましたが、本年はなかったことや、予防費等が主な減額要因となっておる一方において、上水道費において前年度繰越分を含め増額となっております。翌年度へ繰り越しますのは、同じく土砂崩落による水質調査の調査費を繰り越すものでございます。

10ページの款8・土木費でございます。決算額4億383万8,575円、執行率97.9%で、前年度に比べ約1億3,000万円、46.9%と、大幅な増となっております。これにつきましては、今議会の、先ほど、第6号報告でも報告いたしましたように、道路橋梁費の光風台大橋耐震補強事業が平成25年度に全額を執行したことや、道路舗装事業費等の事業を昨年度から繰越を受け、本年に執行したことによるものでございます。翌年度へ繰り越します1,912万7,000円につきましては、町道等維持補修事業ほかの繰越明許費でございます。

款9・消防費は、決算額、8億907万5,210円で、執行率97.9%で、前年に比し約4億2,000万円、210.3%と大幅な増となっております。この費目におきましては、消防分団車両の更新が昨年度行われていますとともに、継続費で執行しております消防庁舎新築移転工事の関係費の執行が、昨年は多額に行われたことによるものでございます。翌年度に繰り越しますの

は、同じく継続費の消防庁舎新築移転工事の残余の事業でございます。

款10・教育費でございますが、決算額8億4,860万1,382円、執行率96.9%で、前年に比し7.8%の増でございます。この費目におきましては、中学校費において、本年度、平成26年度からの学校給食開始に伴う配膳室設置工事や、体育館屋根防水改修工事等により大きく増加しておりますとともに、社会教育においてユーベルホール改修事業等により増となったところでございます。翌年度へ繰り越します2,025万6,950円につきましては、繰越明許費の小学校施設改修工事等と事故繰越によるものでございます。

款11・公債費は、決算額5億5,566万9,991円、執行率100%、前年比21.2%の大幅減でございます。これは、前年度では臨時財政対策債の借りかえのための繰上償還がありましたが、平成25年度ではなかったことによる減でございます。

最後に、款13・災害復旧費でございます。平成25年度中に梅雨前線豪雨や台風18号による豪雨で被災した町道や耕地を復旧すべく、9,051万1,000円の補正予算を計上いたしましたが、決算額は1,389万6,243円の執行となり、執行率15.4%にとどまり、残余のほとんどは本年度へ繰越明許といたしておるところでございます。

以上が歳出の主なものでございます。

なお、地方自治法施行令第166条第2項に規定します歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、同決算書の13ページから207ページに記載しております。また、別冊の主要施策成果報告書もあわせて御参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが決算の概要

の説明とさせていただきます。御審議の上、御認定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第19「第2号認定 平成25年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第2号認定、平成25年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の理由をいたします。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の213ページをお開き願います。

歳入合計28億4,719万9,227円、歳出合計27億8,935万6,442円で、差引残高5,784万2,785円を翌年度に繰り越すものでございます。

214ページ、215ページをごらんください。

まず、歳入です。款1・国民健康保険税は、予算現額6億1,011万4,000円、調定額6億4,920万5,117円に対し、収入済額5億8,584万1,488円、不納欠損額314万4,260円、収入未済額6,021万9,369円でございます。

次に、款2・使用料及び手数料でございますが、予算現額25万1,000円に対し調定額、収入済額ともに24万7,300円で、これは保険税徴収に係ります督促手数料等でございます。

款3・国庫支出金は、予算現額4億9,587万7,000円に対し、調定額、収入済額ともに4億8,788万7,555円であり、これは一般被保険者に係ります医療給付費

等に対する国庫負担金補助金でございます。

次の款４・療養給付費等交付金ですが、予算現額１億９,０８３万４,０００円に対し、調定額、収入済額とも１億５,３３７万６,０００円で、退職者医療給付費並びに退職被保険者に係ります後期高齢者支援金相当額に対する交付金であります。

款５・前期高齢者交付金は、予算現額９億９,４７４万２,０００円に対し、調定額、収入済額ともに９億９,３９３万５,７２０円で、これは６５歳から７４歳の被保険者に係る医療給付費のうち、全国平均を上回る分を交付金として交付されたものでございます。

款６・府支出金ですが、予算現額１億５,９１３万６,０００円に対し、調定額、収入済額とも１億１,５６１万２,１１７円で、これは一般被保険者に係ります医療給付費等に対する負担金と補助金でございます。

款７・共同事業交付金は、予算現額１億７,０２０万２,０００円に対しまして、調定額、収入済額とも２億３,２０９万８,０６１円で、これは１件当たり一定額以上となる保険給付に対し、大阪府内の保険者が共同で負担し合うことにより、保険財政の安定化を相互に図ることを目的とした交付金でございます。

款８・繰入金ですが、予算現額１億５,７４５万７,０００円に対し、調定額、収入済額とも１億４,３４３万９,９７１円で、これは一般会計からの繰入金及び基金全額を取り崩したものでございます。

款９・繰越金は、予算現額２億３,１９３万７,０００円に対し、調定額、収入済額とも１億３,２８２万２,４６６円で、前年度からの繰越金でございます。

款１０・諸収入は、予算現額５７万円に対し、調定額、収入済額とも１９３万８,５４９円であり、これは第三者行為損害賠償

金及び延滞金等の収入でございます。

款１１・財産収入は、予算現額１,０００円ですが、収入はございませんでした。

次に、歳出について説明をいたします。

２１６ページ、２１７ページをごらん願います。

款１・総務費でございますが、予算現額３,６５０万２,０００円に対し、支出済額３,２３１万６,９１８円で、この経費は職員の人件費と国民健康保険事務事業の管理運営費、保険税の賦課徴収等の事務及び国保運営協議会に要した経費でございます。

款２・保険給付費は、予算現額２０億８,８３５万５,４７４円に対し、支出済額１９億９,３７４万１,１１４円で、療養諸費、高額療養費等の給付費に要した経費でございます。

款３・後期高齢者支援金等は、予算現額３億４,２０５万９,０００円に対しまして、支出済額３億４,０７７万１,８９３円で、これは７５歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険制度の医療給付費のうち４割に相当する額を７５歳未満の世代が支援するために各医療保険者に義務づけられた経費でございます。

款４・前期高齢者納付金等は、予算現額３５万７,１３１円に対し、支出済額３５万７,１３１円で、高齢者の医療の確保に関する法律による納付金に要した経費でございます。

款５・老人保健拠出金は、予算現額１万５,０００円に対しまして、支出済額１万２,１３５円で、この経費は老人保健法による拠出金に要した経費でございます。

款６・介護納付金でございますが、予算現額１億３,６３２万３,０００円に対し、支出済額１億３,５７６万９,２５０円で、介護保険法による納付金に要した経費ござい

ます。

款7・共同事業拠出金は、予算現額2億9,919万円に対し、支出済額2億6,227万4,684円であり、この経費は保険財政共同安定化事業等に拠出した経費でございます。

款8・保険事業費は、予算現額1,843万9,000円に対し、支出済額1,523万6,902円でございます。特定健康診査及び保健啓発等に要した経費でございます。

款9・基金積立金、款10・公債費につきましては、執行額がございませんでした。

款11・諸支出金は、予算現額5,092万8,000円に対しまして、支出済額887万6,415円で、これは国への償還金及び診療所施設勘定に繰り出した経費でございます。

款12の予備費につきましては、執行額はございません。

説明は以上でございます。御審議の上、御認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第20「第3号認定 平成25年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第3号認定、平成25年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第23条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の257ページをお開き願います。

歳入合計1億597万8,048円、歳出

合計1億224万1,924円で、差引残高373万6,124円を翌年度に繰り越すものでございます。

258ページ、259ページをごらんください。

まず歳入でございますが、款1・診療収入は予算現額8,586万4,000円に対し、調定額、収入済額ともに7,872万3,541円で、これは内科、歯科の診療収入でございます。

款2・使用料及び手数料は、予算現額16万円で、調定額、収入済額とも16万2,712円となっております。これは診断書等の手数料及び職員駐車場の使用料収入でございます。

款3・寄附金につきましては、収入はございません。

款4・繰越金は、予算現額1,000円に対し、調定額、収入済額とも533万9,855円で、前年度からの繰越金でございます。

款5・繰入金金は、予算現額2,116万円に対し、調定額、収入済額とも2,111万7,000円で、一般会計及び国民健康保険特別会計事業勘定からの繰入金でございます。

款6・諸収入は、予算現額70万1,000円に対し、調定額、収入済額とも63万4,940円であります。これは薬の容器代等の雑収入でございます。

次に、歳出について説明をいたします。

款1・総務費でございますが、予算現額5,625万1,000円に対し、支出済額5,474万1,651円であり、職員人件費及び診療所の管理運営費に要した経費でございます。

款2・医業費は、予算現額4,408万9,000円に対しまして、支出済額4,010万4,643円で、これは薬剤費及び医療用の消耗器材等に要した経費でございます。

款3・公債費は、予算現額749万7,000円に対し、支出済額739万5,630円で、診療所建設起債に対する元金と利子の償還金でございます。

款4・予備費につきましては充当しておりません。

説明は以上でございます。御審議の上、御認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第21「第4号認定 平成25年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第4号認定、平成25年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案の説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の283ページをお開き願います。

歳入合計3億5,781万432円、歳出合計3億4,751万9,434円、差引残高1,029万998円を翌年度に繰り越すものでございます。

予算書の284ページ、285ページをごらん願います。

まず、歳入でございますが、款1・後期高齢者医療保険料は、予算現額3億729万4,000円、調定額3億703万5,927円に対し、収入済額が3億428万5,961円、収入未済額が274万9,966円でございます。

款2・使用料及び手数料は、予算現額8万8,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2万7,900円で、これは保険料徴収に係ります督促手数料の収入でございます。

ます。

款3・繰入金は、予算現額4,227万7,000円に対しまして、調定額、収入済額とも4,209万1,386円で、一般会計からの繰入金でございます。

款4・繰越金は、予算現額1,140万5,000円で、調定額、収入済額とも1,140万5,185円で、前年度からの繰越金でございます。

款5・諸収入は、予算現額4,000円ですが、収入はございません。

続きまして、歳出の説明をいたします。

款1・総務費は、予算現額372万8,000円に対しまして、支出済額は358万5,470円であり、これは賦課徴収事務に要した経費でございます。

款2・後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額3億5,660万3,000円に対し、支出済額3億4,347万3,725円で、これは保険基盤安定負担金及び保険料等収納額相当額の負担金であります。

款3・諸支出金は、予算現額50万円に対し、支出済額46万239円です。これは保険料の還付金でございます。

款4・予備費につきましては充当いたしておりません。

説明は以上でございます。御審議いただき御認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第22「第5号認定 平成25年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

木田生活福祉部長。

○生活福祉部長（木田正裕君）

第5号認定、平成25年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の301ページをお開き願います。

歳入合計16億7,370万3,787円、歳出合計16億823万8,363円であり、差引残高6,546万5,424円を翌年度に繰り越すものでございます。

決算書の302ページをお開き願います。

まず歳入であります。款1・保険料、予算現額3億8,332万5,000円、調定額3億9,130万4,102円に対し、収入済額3億8,716万6,510円、不納欠損額108万5,984円、収入未済額305万1,608円で、これは第1号被保険者による介護保険料収入でございます。

款2・使用料及び手数料は、予算現額748万8,000円、調定額、収入済額ともに823万2,301円で、これは新予防給付ケアマネジメント手数料及び介護保険料の督促手数料収入でございます。

款3・国庫支出金、予算現額3億3,849万2,000円に対し、調定額、収入済額とも2億9,406万6,517円で、これは介護給付費及び介護予防事業費等に対する国庫負担金及び補助金並びに交付金でございます。

款4・支払基金交付金は、予算現額4億7,107万8,000円に対しまして、調定額、収入済額とも4億2,948万8,000円で、これにつきましても介護給付費及び介護予防事業費等に対する交付金で、第2号被保険者保険料による交付金でございます。

款5・府支出金は、予算現額2億941万1,000円に対し、調定額、収入済額ともに2億3,055万3,928円で、これも介護給付費及び介護予防事業費等に対する府負担金並びに補助金でございます。

款6・財産収入は、予算現額1,000円

に対し、調定額、収入済額とも6万7,068円で、これは介護給付費準備基金の運用収入でございます。

款7・繰入金は、予算現額3億1,888万9,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2億7,126万2,000円であり、一般会計及び基金からの繰入金でございます。

款8・諸収入は、予算現額72万1,000円に対し、調定額、収入済額とも54万1,212円で、地域支援事業利用者負担金等でございます。

款9・繰越金は、予算現額5,233万円に対し、調定額、収入済額とも5,232万8,051円で、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

304ページ、305ページをごらんください。

款1・総務費は、予算現額5,828万4,000円に対しまして、支出済額4,999万8,155円です。この経費は、介護保険事務事業の管理運営及び保険料の賦課徴収等の事務に要した経費でございます。

款2・保険給付費は、予算現額16億1,062万円に対しまして、支出済額14億5,851万8,100円で、介護サービス費、介護予防サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費及び審査支払手数料等に要した経費でございます。

款3・財政安定化基金拠出金は、大阪府に設置されております財政安定化基金に拠出する経費でございますが、前年度に引き続き平成25年度におきましても支出額はございません。

款4・地域支援事業費は、予算現額5,695万6,000円に対しまして、支出済額4,706万6,855円で、これは介護予防事業並びに包括的支援事業に要した経費でござ

ございます。

款5・基金積立金は、予算現額2,931万8,000円に対し、支出済額2,727万5,989円で、これは介護給付費準備基金への積立金でございます。

款6・公債費につきましては執行はしておりません。

款7・諸支出金、予算現額2,595万6,000円に対しまして、支出済額2,538万6,554円で、これは介護保険料の還付金及び国府支払基金等への償還に要した経費でございます。

款8・予備費につきましては充当いたしておりません。

説明は以上でございます。御審議いただき御認定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第23「第6号認定 平成25年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第6号認定、平成25年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の347ページをお開き願います。

平成25年度豊能町下水道事業特別会計の決算は、歳入合計4億7,826万6,231円、歳出合計4億5,512万7,037円、差引残高2,313万9,194円、これを翌年度に繰り越しをいたすものでございます。

歳出より御説明申し上げます。

360ページをお開きください。

下水道総務費は、予算現額2,025万8,

000円、支出済額1,951万5,218円、執行率96.3%でございます。不用額は74万2,782円でございます。これは、下水道の事務管理に要した経費でございます。主なものは、光熱水料費、各協議会の負担金、振替運用の償還金、下水道建設基金積立金、消費税に係る公債費などでございます。

下水道維持管理費は、予算現額1億3,948万7,000円、支出済額1億2,984万4,807円、執行率は93.1%でございます。不用額964万2,193円でございます。これは、下水道の維持管理に要した経費でございます。主なものは職員の人件費、施設運転に要する電気代、電話回線使用料、ポンプ用人孔清掃業務、ときわ台中継ポンプ場の電気保安業務、それと維持管理業務、マンホールポンプの維持管理工事、流域下水道維持管理負担金、水道事業会計への負担金などでございます。なお、不用額は、負担金補助及び交付金の減によるものでございます。

362ページをお開きください。

下水道整備費は、予算現額1億3,303万円、支出済額1億1,014万3,504円、執行率は82.8%でございます。なお、工事請負費で継続費逡次繰越は1,970万円となっております。不用額318万6,496円でございます。これは下水道整備に要した経費でございます。主なものは職員の人件費、マンホールポンプ災害復旧工事、ときわ台中継ポンプ場長寿命化工事、管渠更正工事、公用車買替の機械器具購入費、流域下水道事業建設負担金などでございます。なお、不用額は、負担金補助及び交付金の減によるものでございます。

364ページをお開きください。

公債費は、予算現額1億9,728万8,000円、支出済額1億9,562万3,508

円、不用額166万4,492円でございます。内容は償還金の元金及び利子でございます。

予備費の執行はございませんでした。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。352ページをお開き願います。

款1・分担金及び負担金の下水道負担金は、予算現額2,000円、調定額126万3,130円、収入済額ございませんでした。不納欠損額125万7,130円、収入未済額6,000円でございます。これは下水道受益者分担金でございます。不納欠損額につきましては、当初、公共下水道の加入申し込みがあり、下水道負担金を賦課しましたが、宅内の下水道整備が行われず、使用されない状況であり、今後も見通しが立たないことから、今回、不納欠損処理をするものでございます。

款2・使用料及び手数料の使用料は、予算現額2億1,888万6,000円、調定額2億4,569万83円、収入済額2億2,973万1,563円、不納欠損額18万6,581円、収入未済額1,577万1,939円でございます。これは下水道の使用料でございます。不納欠損処理につきましては11人分でございます。下水道の使用件数は7,864件でございます。また、平成26年7月末現在の収入未済額は、330万439円になっております。

下水道手数料は、予算現額12万5,000円、調定額、収入済額とも10万6,000円でございます。これは指定工事店登録手数料と責任技術者登録手数料でございます。

款3・国庫支出金の下水道費国庫補助金は、予算現額4,000万円、調定額、収入済額とも3,000万円でございます。これは、社会資本整備総合交付金でございます。

354ページをお開きください。

下水道費国庫補助金は、予算現額140万円、調定額、収入済額とも140万円でございます。これは、昨年の台風18号による下水道マンホールポンプ災害復旧工事による公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金でございます。

款4・財産収入は、利子及び配当金で、予算現額50万1,000円、調定額、収入済額とも29万8,180円でございます。これは基金の利息でございます。

款5・繰入金は、一般会計繰入金で、予算現額9,979万1,000円、調定額、収入済額とも9,885万7,000円でございます。一般会計からの繰入金でございます。356ページをお開きください。

下水道建設基金繰入金は、予算現額1,887万3,000円、調定額、収入済額とも1,688万3,900円でございます。これは下水道建設基金から繰り入れております。

款6・繰越金は、予算現額1,398万3,000円、調定額、収入済額とも1,398万2,994円でございます。これは前年度繰越金でございます。

款7・諸収入は、預金利子で、予算額1,000円に対しまして収入はございませんでした。

雑入は、予算現額4,000円、調定額、収入済額とも3,814円でございます。これは排水設備工事調書代や流域下水道事業負担金の精算金によるものでございます。

358ページをお開きください。

延滞金加算金及び過料は、過料として調定額、収入済額とも2,780円でございます。これは、未申請による過料でございます。

款8・町債は、予算現額9,700万円、調定額、収入済額とも8,700万円でございます。内訳としましては、流域下水道債、下水道事業債、資本費平準化債、公共下水

道債、災害復旧事業債でございます。

以上でございます。御審議いただき御認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第24「第7号認定 平成25年度豊能町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

第7号認定、平成25年度豊能町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の369ページをお開き願います。

平成25年度豊能町生活排水処理事業特別会計の決算は、歳入合計1,065万1,848円、歳出合計1,065万1,848円、差引残高ゼロでございます。

歳出より御説明申し上げます。

378ページをお開きください。

下水道費の下水道維持管理費は、予算現額588万8,000円、支出済額551万7,144円、執行率は93.7%でございます。不用額37万856円でございます。これは下水道の維持管理に要した経費でございます。主なものは、手数料で汚泥処理手数料、業務委託料で水質検査と浄化槽保守点検清掃業務などでございます。

下水道総務費は、予算現額4万円、支出済額ゼロ、執行はございませんでした。

380ページをお開きください。

公債費は、予算現額513万5,000円、支出済額513万4,704円、不用額296円でございます。これは生活排水処理施設整備事業に充当するため借り入れた起債の元金と利子の償還に要した経費でござい

ます。

予備費の執行はございませんでした。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

374ページをお開きください。

款1・分担金及び負担金はございませんでした。

款2・使用料及び手数料は、予算現額191万2,000円、調定額210万2,490円、収入済額204万1,890円、収入未済額6万600円、これは生活排水処理施設使用料でございます。平成26年7月末の収入未済額はゼロとなっております。使用件数は、一般用65件、183人、事業所用3件、19人でございます。

款3・繰入金は、予算現額919万9,000円、調定額、収入済額とも860万9,958円でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

款4・繰越金と、376ページの款5・諸収入はございませんでした。

以上でございます。よろしく御審議賜り御認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

日程第25「第8号認定 平成25年度豊能町水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高上下水道部長。

○上下水道部長（高 秀雄君）

それでは、第8号認定、平成25年度豊能町水道事業会計決算の認定につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

まず1ページの平成25年度豊能町水道事業決算報告書を御説明申し上げます。

収益的収入及び支出でございます。

収入より御説明申し上げます。

第1款・水道事業収益は、予算額5億1,931万2,000円に対し、決算額5億8,953万3,884円でございます。内訳といたしまして、営業収益4億5,513万561円、営業外収益で5,382万3,323円、特別利益はございませんでした。

続きまして、支出でございます。

第1款・水道事業費用は、予算額6億2,604万9,000円に対し、決算額5億8,575万6,075円でございます。執行率は93.6%でございます。内訳としまして、営業費用で5億1,547万1,149円、営業外費用で6,930万1,778円、特別損失で98万1,148円でございます。

予備費の執行はございませんでした。

なお、収益的収入及び支出の詳細につきましては、3ページの損益計算書のところで御説明申し上げます。

続きまして、2ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

収入より御説明申し上げます。

第1款・資本的収入は、予算額1億3,854万8,000円に対し、決算額1億3,282万4,861円でございます。内訳としまして、他会計繰入金で6,292万4,861円、企業債で6,940万円、国庫補助金で50万円でございます。

次に支出で、第1款・資本的支出は、予算額3億5,202万2,000円に対し、決算額2億7,618万3,854円でございます。執行率は90.5%でございます。内訳としまして、建設改良費で1億1,364万9,040円、企業債償還金で1億6,253万4,814円でございます。

以上の結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,335万8,993円は、建設改良積立金2,420万円、過年度分損益勘定留保資金1億1,709万

184円、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額206万8,809円で補填したものでございます。

続きまして、3ページの平成25年度豊能町水道事業損益計算書を御説明申し上げます。

なお、本ページ以降の全ての財務諸表は消費税抜き金額となっておりますので、よろしく御説明申し上げます。

1の営業収益は、給水収益で4億3,312万3,977円、その他営業収益で35万225円、計4億3,347万4,202円でございます。

2の営業費用は、原水及び浄水費で1億5,516万8,682円、配水及び給水費で1億1,652万7,230円、総係費で3,573万2,922円、減価償却費で1億9,657万3,200円、資産減耗費の執行はございませんでした。その他営業費用3,600円、計5億4,005万5,634円でございます。以上のことから、7,053万1,432円の営業損失となっております。

3の営業外収益は、受取利息で108万8,737円、口径別納付金で320万円、他会計負担金で2,104万1,280円、他会計繰入金で2,580万2,775円、受託工事費収益はございませんでした。財産収益で78万4,860円、雑収益で82万7,673円、計5,274万5,325円の収益でございます。

4の営業外費用は、受託工事費用はございませんでした。支払利息で5,289万2,804円、雑支出で729万6,474円、計6,018万9,278円でございます。

以上のことから、経常損失といたしまして7,797万5,385円となりました。

5の特別利益はございませんでした。

6の特別損失は、過年度損益修正損で94万3,957円でございます。

以上のことから、当年度純損失といたしまして7,891万9,342円となり、平成24年度の繰越欠損金4億3,789万9,366円を加えまして、平成25年度の未処理欠損金が5億1,681万8,708円となりました。

続きまして4ページでございます。

平成25年度豊能町水道事業剰余金計算書を御説明申し上げます。

資本金の自己資本金は、平成24年度末残高13億3,621万9,920円であり、平成25年度の変動額は、議会の議決による処分額6億9,371万5,915円の減と、建設改良積立金からの組み入れ2,420万円の増を行い、平成25年度末残高が6億6,670万4,005円となりました。

借入資本金は、平成24年度末残高27億4,275万2,394円であり、平成25年度の変動額は9,313万4,814円の減となりますが、企業債の発行を6,940万円行い、企業債の償還を1億6,253万4,814円行った結果、平成25年度末残高は26億4,961万7,580円となりました。

次に、剰余金の資本剰余金でございます。

工事負担金は、平成24年度末残高27億3,591万4,946円であり、平成25年度は変動がございませんでしたので、同額が平成25年度末残高となっております。

受贈財産評価額も変動がございませんでしたので、平成24年度末残高と同額の31億1,929万2,029円となっております。

国庫補助金は、平成24年度末残高4,093万1,000円であり、平成25年度の変動額は50万円の増となり、平成25年度末残高は4,143万1,000円となりました。

その他、資本剰余金合計は、会計制度改

定により、平成25年度に他会計繰入金の受け入れとして6,292万4,861円と、議会の議決による処分額6億9,371万5,915円を行い、平成25年度末残高として7億5,664万776円となりました。これらの処理で、翌年度へ繰り越す資本剰余金合計は、66億5,327万8,751円となります。

次に、利益剰余金でございます。

減債積立金と利益積立金は残高がございません。

建設改良積立金は、平成24年度末残高と2,420万円であり、平成25年度の変動額2,420万円を自己資本金に組み入れ、残額がなくなりました。

未処分利益剰余金は、平成24年度の欠損金4億3,789万9,366円で、平成25年度の変動額が7,891万9,342円であり、繰越欠損金年度末残高5億1,681万8,708円となりました。欠損金合計は5億1,681万8,708円となります。したがって、資本金合計94億5,278万1,628円であります。

平成25年度豊能町水道事業欠損金処理計算書案でございます。

資本金の平成25年度末残高は33億1,632万1,585円であり、処分額がございませんでしたので、翌年度、同額を繰越金とします。

資本剰余金の平成25年度末残高66億5,327万8,751円であり、処分額がございませんでしたので、翌年度へ繰り越いたします。

未処理欠損金の平成25年度末残高は、5億1,681万8,708円であり、処分額はございませんでしたので、同額を翌年度に繰越をするものでございます。

なお、5ページ以降の豊能町水道事業貸借対照表以降の説明は省略させていただきます

ます。

以上でございます。どうかよろしく御審議賜りまして御認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹谷 勝君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、9月4日午前9時30分より会議を開きます。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後2時47分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定について

- 第 6 号報告 平成 2 5 年度豊能町一般会計予算継続費精算報告書報告の件
- 第 7 号報告 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告の件
- 第 2 6 号議案 豊能町介護保険法関係事務手数料条例制定の件
- 第 2 7 号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第 2 8 号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第 2 9 号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第 3 0 号議案 豊能町税条例改正の件
- 第 3 1 号議案 豊能町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例等改正の件
- 第 3 2 号議案 豊能町老人医療費の助成に関する条例改正の件
- 第 3 3 号議案 豊能町消防本部及び消防署の設置等に関する条例改正の件
- 第 3 4 号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- 第 3 5 号議案 豊能町火災予防条例改正の件
- 第 3 6 号議案 平成 2 6 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 3 7 号議案 平成 2 6 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 3 8 号議案 平成 2 6 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について
- 第 1 号認定 平成 2 5 年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 号認定 平成 2 5 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 3 号認定 平成 2 5 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について

- 第 4号認定 平成25年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5号認定 平成25年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第 6号認定 平成25年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7号認定 平成25年度豊能町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8号認定 平成25年度豊能町水道事業会計決算の認定について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 12番

同 13番